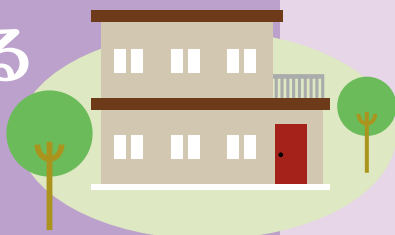


未来に

備える



非課税制度を活かして  
住宅取得・増改築のための  
貯蓄を効率的に

.com  
BANK

# 財形住宅預金

point

1

マイホーム実現に向けて、  
お給料やボーナスから着実にためて有利に増やせます。

point

2

財形年金預金とあわせて、  
元本550万円までのお利息が非課税扱いとなりますので大変お得です。

## ■「財形住宅預金」のあらし

ご利用いただける方	当金庫と財形貯蓄契約を締結しているお取引先企業にお勤めの満55歳未満の方
ご利用目的	持家としての住宅取得あるいは増改築などの費用に限ります。
ご契約制限	おひとり1契約で、1金融機関に限ります。 ◆一般財形預金・財形年金預金との併用はできません。
お積立期間	5年以上 ◆積立期間は5年以上ですが、適切な住宅取得などの目的により、5年未満で払い戻しされる場合は非課税扱いとなります。
お預け入れ	①預入方法…給与や賞与から天引きしてお預け入れいただきます。 ②預入金額…1,000円以上 ③預入単位…1,000円単位
払い戻し	お預け入れ日より1年経過した分から、1カ月以上前のご通知により払い戻しいたします。 ◆お預け入れの一部の金額(10,000円以上)について、持家としての住宅の取得・増改築の頭金に充てる時は、残高の90%を限度として1回のみ払い戻しすることができます。 ◆住宅取得・増改築などの目的の払い戻しには、住宅の登記簿謄本や建設工事請負契約書の写しなど、所定の書類が必要となります。
お利息	①適用利率……お預け入れ時(または継続日)の店頭表示利率を約定利率として満期日まで適用いたします。 ②利息計算方法…1年を365日として日割かつ1年複利で計算します。(付利単位:1円) ③一部支払利息…一部支払の利息は、解約日における店頭表示利率を適用いたします。 ④期日後利息……満期日以後の利息は、解約(または継続)日における普通預金利率を適用いたします。
税金	財形年金預金とあわせて元本550万円までのお利息が非課税扱いとなります。 ◆住宅取得および増改築目的以外のお引き出しには、5年間に遡ってお受取り利息に20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%)がかかります。

<b>期限前解約時の取り扱い</b>	<p>満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率により計算したお利息とともに払い戻しいたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6カ月未満</td> <td>普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6カ月以上1年未満</td> <td>2年以上の利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6カ月未満</td> <td>2年以上の利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6カ月以上2年未満</td> <td>2年以上の利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6カ月未満</td> <td>2年以上の利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6カ月以上3年未満</td> <td>2年以上の利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	預入期間	適用利率	6カ月未満	普通預金利率	6カ月以上1年未満	2年以上の利率×40%	1年以上1年6カ月未満	2年以上の利率×50%	1年6カ月以上2年未満	2年以上の利率×60%	2年以上2年6カ月未満	2年以上の利率×70%	2年6カ月以上3年未満	2年以上の利率×90%
預入期間	適用利率														
6カ月未満	普通預金利率														
6カ月以上1年未満	2年以上の利率×40%														
1年以上1年6カ月未満	2年以上の利率×50%														
1年6カ月以上2年未満	2年以上の利率×60%														
2年以上2年6カ月未満	2年以上の利率×70%														
2年6カ月以上3年未満	2年以上の利率×90%														
<b>その他参考となる事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆財形住宅預金のご利用には、お申込人本人と事業主双方のマイナンバー（個人番号等）のご提出が必要となります。</li> <li>◆預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）</li> <li>◆当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等については、「苦情・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。</li> </ul>														

